

事務連絡

令和4年6月1日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

大竹 智洋

地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価 運営推進会議の取扱いについて

日頃より、東京都の介護保険行政にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件については、下記のとおりといたしますので、貴区市町村域内の事業者（指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護）等へ周知していただくようお願いいたします。

## 記

### 1 外部評価の実施回数緩和について

平成27年4月23日付26福保高介第1766号「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針」3（1）ウにより、「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」が、外部評価の実施回数を緩和する要件の一つに規定されています。

令和2年5月28日付事務連絡により、当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、運営推進会議の開催を延期、中止等とした場合でも、年6回開催に相当すると認めることとしておりましたが、令和4年9月30日をもって廃止します。

なお、従前より、運営推進会議が、感染症や自然災害等により予定日に実施できず、代替の開催日も確保できない等の場合は、区市町村の判断により、開催に相当すると認めることも可としております。

※運営推進会議は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準として規定されているものです。新型コロナウイルス感染症等に係る開催の可否、実施方法については、必要に応じ、各区市町村において事業所への助言等を行ってください。

担当

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 廣瀬

電 話 03-5320-4291